

法律診断



社会保険労務士 行政書士 牟田美智代事務所

マイナンバー 10月から簡易書留で住所地に!

今年の10月から住民票を持つ全ての人にマイナンバーの通知カードが郵送され、来年の1月から雇用保険と税の手続きで、マイナンバー記載が必要となります。

【企業にとっては負担増】

マイナンバーによって行政間の情報連携が行われ将来的には添付書類の削減、行政手続きが簡素化され、申請の際の手間や負担が軽減されていきますが、企業にとっては業務フローの見直しからマイナンバーのための事務処理が増加し、受けられるメリットよりも負担が大きくなりそうです。

マイナンバー開始に備えて、「収集・保管・利用・廃棄」の運用を定めておく必要があります。

【収集】：マイナンバー取得時には利用目的の明示を行います。番号確認と身元確認をセットで行った上で、マイナンバーの収集を行います。利用目的の明示の手法としては社内の掲示（イントラ、グループウェア）、個別の通達、就業規則に盛り込むなど考えられます。

【保管】：他の個人情報よりも厳重な管理が必要です。適切な保管、アクセス制限、漏洩事故等への対処方法の決定を行っておきます。

【利用】：利用範囲も限られています。利用目的範囲内での利用、たとえ本人の同意があったとしても利用目的の範囲外でマイナンバーを利用することはできません。また現状では税・社会保障・災害対策の分野でのみ利用が可能とされています。

【廃棄】：保管すべき期間経過後速やかに削除します。データでマイナンバーを管理していくのであれば、マイナンバーを抽出して削除することで特定個人情報ではなくなります。紙で管理している場合はそう簡単に削除はできません。廃棄を念頭に置いた書類管理を行う必要がでてきます。

取り扱いにおいても注意が必要です。

マイナンバーは個々に異なる番号だからと社員番号として使ってはいけませんし、一生使うものであるため、不用意に他人に教えてはいけません。実務で取り扱う担当者を明確にし、どの業務で利用可能な教育を行い、マイナンバー導入後、現場が混乱しないように準備をしていきましょう。

～結構便利かも～

番号カード、マイナポータル

番号通知カードと同封の申込書に顔写真を添付して申し込めば、マイナンバーカード(番号カード)がもらえます。カードには顔写真がつくので、本人確認手段として活用できます。また、ICチップも搭載されますので、ネットを通じていろいろなサービスを受ける際の公的認証機能により、「成り済まし」の防止にもなります。

マイナポータルでは、自分の情報が不正提供されていないか確認ができます。

税控除も簡単にできそうです。

手間がかかりますが、メリットもありそうです。